

会員規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人神奈川県マンション管理士会（以下、「当会」という。）定款第11条から第19条の定めに基づき、会員の入会基準、金員負担、会員名簿、退会等について、必要な事項を定める。

(入会)

第2条 入会申込者は、申込書、マンション管理士登録証（写し）等を整え、会長に所定の書類を提出する。

- 2 会長は、理事会に入会の可否を付議する。
- 3 理事会は、入会の承認基準に基づき、入会の可否について審査及び決定を行う。
- 4 会長は、理事会の決定に基づき、入会申込者へ入会の可否、並びに入会の場合は、入会金・年会費・日管連登録料の金員及び納付先、その他必要な事項を通知する。
- 5 入会申込者は、入会の承認の通知を受けたときは、速やかに入会金及び年会費を納付し、入会の手続きを完了する。

(入会の承認基準)

第3条 会員が満たすべき、入会に必要な要件は、定款第11条の定めに基づき、次の事項とする。

- 一 マンション管理士として国土交通大臣の登録を受けている者
- 二 神奈川県内に住所又はマンション管理士事務所（マンション管理士事務所に勤務している場合のその勤務先を含む。）を有する者
- 三 重複して日管連参加の他の会員会に入会していない者
- 四 次に掲げる事項に該当しない者
 - イ 暴力団その他の反社会的行為をする団体に加わっていること
 - ロ 日管連に加盟していないマンション管理士会（紛らわしい名称を冠した団体を含む。）に加入していること
 - ハ 定款第19条第2項第四号の退会勧告を受けて退会した者で退会した日から2年間、同項第五号の除名を受けた者でその処分決定の日から4年間を経過していないこと（日管連傘下の会員会においてこれらに相当する処分を受け者で、2年間又は4年間を経過しないことを含む。）。

(入会金、年会費及び一時金並びに日管連登録料)

第4条 会員が納付すべき入会金及び年会費は、次のとおりとする。

- 一 入会金：10,000円
 - 二 年会費：20,000円 ただし、年度の途中で入会する年会費は、入会月から年度末までの月数に相当する金額とする。
- 2 一時金をもってその経費に充てるべき事業その他経費の負担に関して必要な事項は、総会において定める規則による。
- 3 日管連登録料は、日管連の定めるところによる。

(入会金減額の特例)

第5条 会長は、会員が納付すべき入会金に付き、以下の事項に該当する場合は、前条において定められた金額に1/2を乗じた金額とすることができる。

- 一 神奈川県マンション管理士会に籍をおいていた者
- 二 日管連所属の管理士会に籍をおいていた者
- 三 その他相当の事由がある者

(会費等の納付)

第6条 会員が納付すべき会費等の納付時期は、次のとおりとする。

- 一 年会費： 会員は、前年度末までに、次年度の年会費を一括納付する。
- 二 一時金： 会員は、指定の時期に、規則で定められた金員を一括納付する。
- 三 日管連登録料：日管連の定めるところによる。

(権利の制限)

第7条 会員が納付すべき年会費等を、別に定める場合を除き、滞納期間が3か月を経過したときは、理事会は定款第19条2項第三号の定めにより会員の権利に対し停止その他の制限を課する決議を行うことが出来る。

2 会長は理事会の決議に基づき、滞納会員名簿及び滞納の状況を公表することができる。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、定款第17条の定める退会届を提出し、本人の希望により任意に退会ができ、会員の資格を喪失する。

2 定款第18条第1項各号に掲げる事由に該当した会員は、退会とし、当会に対して有する資格を喪失する。

(資格の喪失に伴う義務)

第9条 会員は、会員資格を喪失したときは、その時点で発生している年会費の未納その他当会に対して負担する債務は、一括して履行しなければならない。

2 会員の資格を喪失したとき、既納の金員及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第10条 会長は、会員名簿を作成、その適正な改正、維持及び保管を行う。

2 会長は、会員の増減状況について、理事会に随時報告を行うとともに必要に応じ全会員に通知する。

(規定外事項)

第11条 本規則に定めのない事項は関係法令や定款の定めによるほか、理事会で別に定める規程又は理事会の決議により定める。

附則

本規則は、平成21年1月22日開催の社員総会の決議により、同日に施行する。

附則

第1条 第4条第1項第一号イ及び第5条の定めにかかわらず、平成26年12月31日に神奈川県マンション管理士会に籍を置いていた正会員又は日管連所属の管理士会にその会員として籍を置いていた者（これに相当する金銭を滞納している者を除く。）が、平成27年3月に本会に再び入会又は新たに入会する場合には、入会金を納付することを要しない。

2 前項後段に掲げる者に対する第4条第1項第一号ロの定めに関しては、平成27年5月1日に入会したものとみなして適用する。

第2条 第4条第1項第一号ロ及び第6条第一号の定めにかかわらず、平成26年12月31日に本会に籍を置いていた正会員は、平成27年度の年会費を納付することを要しない。

第3条 第4条第1項第二号の定めにかかわらず、賛助会員は、平成27年度の年会費を納付することを要しない。

第4条 この変更は、平成27年2月28日に施行し、平成26年12月31日から適用する。

附則

この変更は、平成27年4月26日開催の臨時総会が終了して時から施行する。